

～公益法人だより～

第4号 平成28年2月22日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

今回は、3月末に多くの法人が事業計画書等の提出期限を迎えることから、事業計画書等の提出においてご注意いただきたいポイントについて、必要な書類ごとにお知らせします。

また、公益法人における財源確保の一つの手段として関心が高まりつつある「寄附集め」について、その現状や公益法人へ寄附した場合の税制優遇の内容を交えてお知らせしますので、今後寄附集めをご検討される際にはご参考にしてください。

事業計画書等の提出においてご注意いただきたいポイント

事業計画書等に係る提出書

提出年月日

- ・ 様式の右上に、当該事業計画書等を提出される日付を入力してください。

代表者の氏名

- ・ 法人代表者の氏名については、システムから自動で転記されるため、代表者の変更に係る変更届が提出できていない場合は、変更前の代表者の氏名が転記されます。変更届の提出漏れがないようご注意ください。

事業計画書

実施予定事業の明確な記載

- ・ 事業計画書については、特段の形式の定めはありませんので、どのような形式で作成されるかは任意ですが、当該事業年度に実施する事業をできるだけ明確に記載するようにしてください。

新規事業の相談

- ・ 次年度に新たな事業の実施を予定されている場合には、変更認定または変更届といった事業内容の変更手続が必要となる場合があります。事業の詳細な内容が決まっていなくても構いなく、変更手続の要否について、できるだけ早めに当課までご相談ください。(参考資料：公益法人だより第1号、FAQ問 - 1 -)

収支予算書

損益計算ベース・内訳表

- ・ 損益計算ベースで作成し、認定を受けた事業区分に区分した内訳表も添付してください。

剰余金の解消計画

- ・ 予算書の作成時点で収支相償の判定において剰余金が発生している場合（予算書作成時点でその年度末に剰余金の発生が見込まれる場合も含む）は、この剰余金の解消計画を盛り込んだ予算書としてください。

剰余金の発生した翌年度においてその剰余金を解消することが難しく、そのことについて合理的な理由があることを説明した場合、剰余金の解消計画を翌々年度まで延長することが認められますが、その場合には、翌々年度の事業計画書等の提出時に、剰余金の解消計画（剰余金の具体的な用途がわかる書類）を提出する必要があります。

（参考資料：FAQ問 - 2 - ）

資金調達及び設備投資の見込みについて

対象事業年度

- ・ 様式上部の事業年度の欄には、当該事業計画書等の対象となる事業年度の始期および終期の日付を入力してください。

見込みの有無

- ・ 資金調達の見込み及び設備投資の見込みについて、該当がない場合でも「なし」に必ずチェックを入れてください。

理事会等での承認決議

- ・ 資金調達及び設備投資の見込みについて記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、事業計画書および収支予算書と併せて理事会による承認を受ける必要があります（定款において社員総会または評議員会の承認を受けることとする旨を定めている場合は、社員総会または評議員会の承認を受ける必要があります。）。

事業計画書等について承認を受けたことを証する書類

理事会等の議事録

- ・ 上記の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについて記載した書類について承認を受けた理事会（定款において社員総会または評議員会の承認を受けることとする旨を定めている場合は、社員総会または評議員会）の議事録（議事録署名人による署名または記名押印済みのものとし、その写し）を添付してください。

寄附集めについて

全国における状況

昨年12月、NPO、公益法人、企業、大学、行政などが共同で事務局を立ち上げ、多くの人が寄附の大切さと役割について考え、寄附に関心をよせ、行動をするきっかけとなることを目指した「寄付月間」の取組が国内で初めて実施されるなど、寄附に対する関心が高まりつつあります。

とりわけ、非営利の活動団体である公益法人においては、寄附を重要な活動の財源とされていることもあり、内閣府においても、平成26年度には、寄附文化の醸成に関する意見交換会や寄附金集めに関するセミナーが開催されたところです。

本県における状況

本県では、主に昨年の9月からこの2月にかけて、県内の46の公益法人に対して定期の立入検査を実施し、その中で、各法人においてどのようにして活動の財源を確保されているかについても聴き取りをさせていただいたところです。

県内にも様々な規模、活動内容の法人があり、行政からの補助金等を主な財源として活動されている法人もあれば、保有する資産の運用益を財源とされている法人、寄附金を財源とされている法人もありました。

また、寄附の集め方としては、これまでに寄附の実績のある個人や団体に直接寄附のお願いされる方法や、法人役員や社員などの関係者を通じて寄附を募られる方法が多い印象でしたが、法人のホームページや機関誌を通じて広く寄附を募集する方法や、一定の商品を購入された場合に、その売上げの一部を寄附として受け取られるような方法を実施されているケースもありました。

一方、寄附を集めておられる法人においては、いずれも、まずは法人の活動内容を知ってもらうことが課題であり、いかにして周知広報を行い、法人の活動内容を理解してもらい、共感してもらうかが課題であるといった声が多く聞かれました。

そこで当課では、今後、県民の皆さんに対して、各法人の活動内容の紹介や寄附による支援などの呼び掛けを実施する予定ですので、各法人におかれましては、寄附集めの状況を調査するためのアンケートや、寄附集めに関する情報提供についてご協力をお願いします。

また最後に、公益法人へ寄附した場合の税制優遇の内容につきまして、お知らせしますので、今後寄附集めをご検討される際にはご参考にしてください。

公益法人へ寄附した場合の税制優遇の内容

公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

< 所得税 >

(所得控除) 全公益法人対象

寄附額は所得金額の40%相当額が限度

$$\text{(所得金額 - (寄附額() - 2,000円))} \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

(税額控除) 税額控除対象公益法人のみ対象

- 1 寄附額は所得金額の40%相当額が限度
- 2 控除額(波線部分)は所得税額の25%が限度

$$\text{所得金額} \times \text{所得税率} - \text{[(寄附額(1) - 2,000円) \times 40\%](2)} = \text{税額}$$

所得控除に加えて税額控除が適用される法人は、寄附者が確定申告時にどちらかを選択することができます。

税額控除対象公益法人とは、一定のPST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすものとして、行政庁による証明を受けた公益法人です。税額控除に係る証明申請の手続については、内閣府作成の「税額控除に係る証明～申請の手引き～」(公益法人インフォメーションに掲載)をご参照ください。

所得控除および税額控除を受けるためには、確定申告時に寄附金領収書や税額控除に係る証明書等の添付が必要になります。制度および手続の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

<個人住民税> (税額控除)

都道府県または市区町村が条例により指定した場合に以下の額が個人住民税の額から控除できます。

$$\text{(都道府県)} \quad \text{個人住民税額} - \text{[(寄附金額 - 2,000円) \times 4\%]} = \text{税額(控除後)}$$

$$\text{(市区町村)} \quad \text{個人住民税額} - \text{[(寄附金額 - 2,000円) \times 6\%]} = \text{税額(控除後)}$$

滋賀県内に主たる事務所または事業所を有する公益法人に対する寄附金は、滋賀県の個人県民税の控除対象となる寄附金として条例により指定されています。

県と市町の双方が条例により指定した寄附金の場合は、併せて10%が個人住民税額から控除できます。個人市町民税の寄附金控除については、お住まいの市町の住民税担当課にお問い合わせください。

公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇

<法人税>

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられていますので、下記の計算式で算定された限度額の合計額が損金算入限度額となります。

(公益法人への寄附金の損金算入限度額)

$$\boxed{(\text{所得金額} \times 6.25\% + \text{資本金等額} \times 0.375\%) \times 1/2}$$

(一般寄付金の損金算入限度額)

$$\boxed{(\text{所得金額} \times 2.50\% + \text{資本金等額} \times 0.250\%) \times 1/4}$$

【参考資料】

・ 寄付月間ホームページアドレス：<http://giving12.jp/>

・ 寄附集めの事例紹介（内閣府公益認定等委員会事務局）：

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/kouekikatudou_no_tameni.pdf

公益法人インフォメーションのサイト内に掲載

以 上